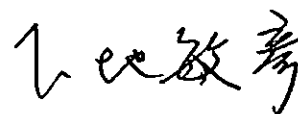


宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月22日

宮古島市長



宮古島市条例第 3 号

宮古島市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

宮古島市港湾施設管理条例（平成17年宮古島市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「別表第2及び別表第3」を「別表第2、別表第3及び別表第4」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、別表第4に掲げる駐車場の使用料については、当該別表に定める使用料（消費税等相当額を含む。）を納付するものとする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第12条、第21条関係）

施設	単位	使用料	備考
事務所及び店舗	(1) 1F 1平方メートルまでごと1月につき	2,360円	
	(2) 2F 1平方メートルまでごと1月につき	2,250円	
	(3) 3F・4F 海側 1平方メートルまで ごと1月につき	2,150円	

	内側 1平方メートルまで ごと1月につき 1,940円 国道側 1平方メートルま でごと1月につき 2,050円		
研修室	利用時間は、午前9時から午 後10時までとする (1) 大研修室 ①平日 ア 3時間以内 4,500円 イ 3時間以降1時間ごと に右記の金額を加算 1,500円 ②土日祝祭日 ア 3時間以内 6,000円 イ 3時間以降1時間ごと に右記の金額を加算 2,000円 (2) 小研修室 ①平日 ア 3時間以内 3,600円 イ 3時間以降1時間ごと に右記の金額を加算 1,200円 ②土日祝祭日 ア 3時間以内 4,800円 イ 3時間以降1時間ごと に右記の金額を加算 1,600円	午後5時以降 は、1.25を乗じ た金額とする	
駐車場	(1) 月極利用 ①公(社)用車 1台 10,000円 ②指定駐車場 1台 5,000円 ③駐車場 1台 3,000円		

	<p>(2) 時間利用</p> <p>① 1時間以内</p> <p>② 1時間以降1時間ごとに100円を加算し、10時間以降24時間までは、1,000円とする。</p> <p>③ 2日目以降は②と同様に加算する。</p>	<p>100円</p>	
--	--	-------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に宮古島マリンターミナル株式会社より別表第4に掲げる施設の使用許可を受けている者（以下「施設利用者」という。）の納めている施設の使用料が、改正後の宮古島市港湾施設管理条例の規定する施設の使用料より増額になる場合においては、この条例の施行の日から1年間に限り、施設利用者は、使用料を据え置いて施設の使用ができるものとする。